

『北海道民族学』掲載論文等利用許諾基準

(2020/11/12 制定)

I 印刷媒体のコピー、転載について

(1) 『北海道民族学』に掲載された論文等の著者は、自らの名において論集・著作集・出版物を印刷媒体で作成するとき、それが掲載された『北海道民族学』をそのまま使用するのではない限り、その論文等を北海道民族学会の許諾なしに転載することができる。ただし、この場合、著者はその印刷媒体において出典を明らかにする必要がある。

また出版社などの第三者が著者に対し印税・原稿料の趣旨で金銭の提供を申し出た場合、著者は学会に報告することなく受領することができる。

(2) 第三者が学会に対し『北海道民族学』掲載の論文等の転載を求めてきた場合は、本学会は当該著者からの許諾に基づいて、その転載の妥当性を判断し、運営委員会で許否を決めるものとするが、もし著者との連絡が取れない何らかの状況が生じている場合は、著者の許否を得ずに運営委員会で決するものとする。転載に関しては『北海道民族学』の版面の利用は認めないこととし、印税・原稿料が発生した場合は(1)の通りとするが、もし著者と何らかの理由で連絡が取れなくなっている場合は、その印税・原稿料は北海道民族学会の会計に繰り入れるものとする。

(3) 著者は、『北海道民族学』の著者の論文等が掲載された紙面を複写し、あるいは印刷して配布することができる。ただし、著者の手元に出版前に送信される最終校正時のPDFは、厳密には最終稿ではないため、それを複写・印刷して配布することはできない。

(4) 著者は、学会の許諾なしに、自ら『北海道民族学』に掲載された論文等をその所属する他の学会や機関が発行する会誌や出版物に転載することができる。ただし、出典を明記しなければならない。

II 電子媒体でのコピー、転載

著者が『北海道民族学』に掲載された論文等を自己の管理するサーバー、あるいは所属する大学や学会が管理するサーバーに、機関リポジトリ等の電子媒体を用いて公表できるのは、北海道民族学会が出版後1年を経過した時点で、北海道民族学会のHPに版面のPDFをアップロードした後とする。